省　令

○厚生労働省令第百二十三号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第二条第二項の規定に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）及び同項」を削り、同条第二号中「母子感染者」を「法第二条第二項に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十六号の次に次の一号を加える。

十七　Ｎ－｛（二Ｓ）－二－［（モルホリン－四－イルアセチル）アミノ］－四－フエニルブタノイル｝－Ｌ－ロイシル－Ｌ－フエニルアラニン－Ｎ－｛（二Ｓ）－四－メチル－一－［（二Ｒ）－二－メチルオキシラン－二－イル］－一－オキソペンタン－二－イル｝アミド（別名カルフイルゾミブ）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の五十七を第五号の五十八とし、第五号の二から第五号の五十六までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

五の二　（二Ｒ）－二－アセトアミド－Ｎ－ベンジル－三－メトキシプロパンアミド（別名ラコサミド）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の六中「〇・六％以下を含有するエアゾール剤並びに殺虫剤であつて（一）－（Ｓ）－アルファ－シアノ－三－フエノキシベンジル（一Ｒ・三Ｒ）－クリサンテマート八五％及び（一）－（Ｒ）－アルファ－シアノ－三－フエノキシベンジル（一Ｒ・三Ｒ）－クリサンテマート八・五％の混合物として五・〇％以下を含有する」を「として五・〇％以下を含有するエアゾール剤」に改める。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第八号の六を第八号の七とし、第八号の五を第八号の六とし、第八号の四を第八号の五とし、第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四　イキセキズマブ及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十七号の二を第九十七号の三とし、第九十七号の次に次の一号を加える。

九十七の二　ブロダルマブ及びその製剤

別表第五中第百五十一号を第百五十二号とし、第百五十号を第百五十一号とし、第百四十九号を第百五十号とし、第百四十八号の次に次の一号を加える。

百四十九　Ｎ－｛（二Ｓ）－二－［（モルホリン－四－イルアセチル）アミノ］－四－フエニルブタノイル｝－Ｌ－ロイシル－Ｌ－フエニルアラニン－Ｎ－｛（二Ｓ）－四－メチル－一－［（二Ｒ）－二－メチルオキシラン－二－イル］－一－オキソペンタン－二－イル｝アミド（別名カルフイルゾミブ）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。